

平成 19 年度（社）全国木材組合連合会事業報告

わが国の経済動向は、輸出産業を中心として設備投資が増加するなどにより、引き続き緩やかな拡大基調で推移しました。

しかしながら、年度後半になって、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融不安、原油価格の高騰、急激な円高などにより、景気の減速が懸念されるようになりました。

木材需要の太宗を占める新設住宅着工については、これまで堅調に推移していましたが、平成 19 年 6 月の建築基準法等の改正施行等により、大幅に減少し、平成 19 年の新設住宅の着工戸数は、1,061 千戸（対前年比 82.2%）となりました。

木材業界はこの影響を受け木材需要量の減少や材価の下落などが続き厳しい経営環境にあります。

昨年度の全木連の活動を顧みますと、

第一に、木材・住宅建築対策本部の設置とその活動があります。昨年 6 月の改正建築基準法の施行に当たって、5 月 7 日に国土交通省、林野庁に対し、現場で無用の混乱を招かないよう住宅関連事業者等への周知徹底、十分な移行期間、教育体制などを講ずることなどを要望しました。しかしながら、法律等の施行後は建築確認申請手続きの遅れなどにより、住宅着工は大幅に減少しました。このことにより木材産業は大きな影響を受けたことから、庄司会長を本部長とする対策本部を設置し、建築確認の円滑化や業界の経営安定化対策などについて精力的に取り組み、木材産業への経営支援対策などが実現いたしました。

第二に、昨年 10 月 18 日、全木連・全木協連共催、全木連四国支部大会担当、香川県木連・木協連開催地担当による第 42 回全国木材産業振興大会の開催であります。「築け『木づかい』新時代 木材の利用で進む美しい森林づくり」の旗印の下、第 1 部においては式典や木材産業が一致協力して進むべき方向を明確にした大会宣言決議、2 部では泉英二愛媛大学農学部長による「21 世紀をどう創るのかー木材を使う新しい意義ー」と題した特別記念講演が行われるなど、木材産業界挙げて多くの課題に対して多用な連携の下に英知を結集して行動し、木づかい新時代を切り拓いていくことを業界内外にアピールする意義ある大会となりました。

第三に、グリーン購入法によって合法木材を優先的に調達するという政府方針の下で、全木連は都道府県木（協）連等とともに違法伐採総合対策推進事業に取り組みました。現在、全国で 133 の業界団体が認定機関となり、約 7,000 の事業者が合法木材供給事業者の認定を受けています。また、合法木材の信頼性を高めるための研修を実施し、4,100 名を超える受講がありました。国内での展示会への出展や合法木材ナビによる情報発信などの普及活動はもとより、国際セミナーを 12

月に開催し、世界に対しても goho-wood（合法木材）の普及を呼び掛けました。同セミナーには農林水産大臣に挨拶を頂いたのを始め、多数の関係議員に参加して頂き、木材業界の違法伐採対策の取組に対する理解を深めました。

第四に、木材利用の推進であります。「木づかい運動」に参画し木材PR推進活動に取り組むとともに、国土交通省に対して国産材利用の木造住宅の推進要請、関係省庁に対して公共工事への木材利用推進要請を行ったほか、「日本の森を育てる木づかい住宅普及推進対策」で国産材フェア、セミナーなどを開催するなど木材の利用推進に取り組みました。

第五に、木材工業の木くずの燃料利用に係る取り扱いが明確化され、「一定の要件を満たす木くず炊きボイラーは、産業廃棄物の焼却施設にはあたらない（共同設置や共同利用を含む）」との規制緩和が実現しました。これは、木質バイオマスの活用に関する廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の運用に当たって、木材業者が加工工程で発生する副産物を利用する際、廃棄物と認定されて利用が困難となるケースや地域によって所管する地方行政機関の解釈が異なるなどの問題があったため、関係行政機関や関係議員に要請を行ってきた結果実現したものです。

第六に、地球温暖化防止上、重要な課題となっている「木質バイオマス利活用」の取組みであります。「木質バイオマス利活用推進対策事業」により、林地残材等による新木質材料の製造、熱エネルギー利用、バイオマス発電等に総合的に取り組む事業者に助成してモデル実証事業を実施し、この事業成果を全国4箇所で開催し広く普及しました。

この他、木材産業の活性化に関する諸活動、VOC対策、品質の明確なJAS製品、乾燥材の供給安定対策などにも対応し積極的な事業活動を展開することができました。

これも偏に、関係団体、関係省庁等の格別のご協力の賜物と改めて深く感謝申し上げます。ここに以下の通り事業報告と致します。

I 木材利用の推進

1. 消費者への戦略的木材 PR の推進

(1) 木材 PR ポスターの作成・配布

PR 委員会の検討を踏まえ、木材 PR ポスター2万1千枚「木の家に託す」を作成し広く会員等に配布した。

(2) 木づかい運動への参画

林野庁では、国産材の利用拡大に向けた普及啓発活動を強化し「木づかい運動」としてイメージキャラクター（木づかい応援団）にプロ野球マスターズリーグを任命するなど PR 活動を展開している。平成 18 年度からは「企業活動における国産材の積極的利用やその意義の普及活動等に対する」感謝状の贈呈の対象に木材業界が加えられた。全木連は、平成 19 年度においても木材利用推進中央協議会とも連携を図りつつ積極的に「木づかい運動」に参画した。マスターズリーグが開催された東京ドーム等においては、電光掲示板による木材 PR を実施した。

(3) 木材利用促進に関する要請 ……………資料 1,2,7-3

平成 19 年 8 月 1 日、木材利用推進中央協議会とともに、要請書「木材利用推進についての提案」をもって林野庁など 10 省庁他に要請した。

平成 19 年 8 月 9 日の林野庁幹部と全木連正副会長・支部長による意見交換会において公共施設の木造・木質化の推進などを要請した。

平成 20 年 1 月 31 日林業関係団体と共に、国土交通大臣に対して木造住宅の建築促進に関する要望を行い、「①木造の「200 年住宅」への取組など国産材利用の木造住宅振興策への一層の推進と、②2 階建て以下の建築物に係る建築確認の特例見直しに当たって、関係者への周知徹底と十分な移行期間の確保」を要請した。

(4) 農林水産省木材利用拡大行動計画の実施

平成 19 年 7 月 8 日、自民党林政調査会において、9 省庁から平成 18 年度の木材利用推進状況及び平成 19 年度木材利用推進計画についてヒアリングが行われた際、農林水産省から平成 18 年度の実施状況につき次の通り報告があった。

[農林水産省木材利用拡大行動計画の平成 18 年実施状況（取組の一例）]

ア、公共土木工事、補助事業対象施設における実施状況

・公共土木工事における安全柵、手すり等の木製割合 ……………100%

- ・林野公共事業における木材の使用量 ……目標 2 倍程度に対して、2.4 倍
 - ・補助事業対象施設における木造率 ……目標 100%に対して、100%
- イ、農林水産省等の対象施設及び対象物品における実施状況
- ・本省課長・室長以上の事務机の木製品化 ……86%
 - ・木製の事務机・会議機の導入 ……858 台導入
 - ・間伐材封筒の使用 ……約 167 万枚導入

(5) 「日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業」の取組み ……資料 3

日本の森を育てる木づかいキャンペーン活動の推進のうち「普及推進支援事業」及び「街角木ポイント整備事業」の推進のため、「日本の森を育てる木づかい住宅普及推進支援事業等企画委員会」を開催して、本事業の推進を図るための事業計画を策定し、首都圏等を対象とした森林を育む木の住まい・国産材製品フェアを 5 回、消費者セミナーを 3 回、街角木ポイント整備事業では、全国の都市部の材木商等に街角木ポイントを設置した。

(6) 美しい森林づくり推進国民運動について

政府は平成 19 年 2 月 9 日の閣議で、国民の幅広い理解と協力のもと、森林づくりへの参画促進、木材利用、地域づくりを政府一体となって進めていくため、「美しい森林づくり推進国民運動」を展開することとした。この運動の推進のため、関係府省庁の局長級の連絡会議、課長級の幹事会を設置し、運動の推進状況を適時確認するとともに、「美しい森林づくり全国推進会議」が結成され、会員の合意に基づいて、里山整備、森林環境教育、生物多様性の保全等の取組の推進、企業や NPO 等のボランティアによる森林づくり活動の推進、国産材利用の推進や国産材製品を取り入れたライフスタイルの拡大などの活動が行われている。

全木連としても美しい森林づくりニュースを都道府県木連に情報提供しているところである。

(7) ラベリング木材の普及推進

「ラベリング木材普及対策事業」において、委員会を開催し各種ラベリングの活用とラベリング木材の普及について検討するとともに、WG（ワーキンググループ）を設置して「新しい製材の日本農林規格（JAS 規格）」（平成 19 年 8 月告示）の普及を図るため、JAS 製材品の生産者に使ってもらえる解説マニュアル「わかりやすい新製材 JAS の解説」を作成し、木材の表示制度についての普及を含めた研修会を秋田県、栃木県、熊本県で開催した。

また、木材表示推進協議会（会長 岡野健、事務局（社）全国木材組合連合会）が取組んでいる木材の自主表示制度の普及推進について、引き続き支

援・協力していくこととしている。

2. 地域材利用の促進

(1) 地域材を利用した住宅建築等の促進 ……資料 4

地域材の住宅建築等への利用促進は極めて重要である。そのため、各種イベント等におけるパンフレット配布等を通じ広く普及を図るとともに、林野庁、国土交通省の木材利用対策、木造住宅振興制度等などの積極的活用促進に努めた。また、また、7 月には都道府県で実施している地域材を利用した住宅建設促進のための地方単独事業の実施状況、助成制度等についての情報を提供し地方単独事業の活用取組みを奨励した。

(2) 地域ブランド並びに農商工連携施策の推進

平成 18 年 4 月から、「地域団体商標制度の導入による地域ブランドの保護」制度が進められているが、木材関係の地域団体商標登録は平成 20 年 3 月末までに、「北山丸太」、「北山杉」、「吉野材」、「吉野杉」、「吉野桧」の 5 件が登録査定されている。

地域ブランドの取組みについては農林水産省関係でも進められており、「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の発足、地域ブランドに係る支援措置が行われている。全木連は、これらの取組みに対して参画し必要な情報を会員に提供した。

また、経済産業省と農林水産省が連携して、農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（農商工連携）促進等による地域経済活性化の取組みを行うため、「中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（仮称）の制定、「企業立地促進法」の改正が行われる予定となっている。

3. 違法伐採対策の推進

(1) 合法木材供給体制の概況と事業概要 ……資料 5

ア、合法木材供給体制の整備

違法伐採総合対策事業の一環として平成 18 年度から木材業界が取り組んでいる合法木材供給の取組は、3 月末で 133 の認定団体が約 7,000 の事業体を合法木材供給事業者として認定しており、すべての都道府県において合法木材が調達可能な状況になっている。最近公表された政府調達の概況は、政府調達窓口などへの PR・普及活動が重要な課題となっていること、供給側も迅速円滑な対応が必ずしもできていないことが明らかにされている。

イ、平成 19 年度事業の取組み

2 年目を迎えた平成 19 年度違法伐採総合対策推進事業は、業界団体認定による供給システムの体制作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普

及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ることとした。また、平成 20 年 7 月の北海道洞爺湖サミットでは違法伐採問題が取り上げられる見通しにあることから、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明に係る各国の取組状況を調査し、証明方法（ガイドライン）のあり方について検討を深めることとした。

（2）合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例及び各県で実施している地域材（県産材）認定制度について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行った。県産材認定と合法木材供給体制が連携した事例が増えているが、調達サイドで発注者の指示の不徹底などの問題が指摘された。

海外事例調査として、平成 18 年度の国際セミナー2007 の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集することとし、ロシア（東シベリア地区）、中国、インドネシア、マレーシアで調査を行った。インドネシア・マレーシアの既存の合法性証明の評価や次のステップへの動きを明らかにすると共に、課題の大きなロシア・中国については今後の取組の可能性を明らかにした。なお、ロシアでは調査の過程でガイドライン普及のための小セミナーを実施した。

（3）合法性・持続可能性証明システム検証事業

平成 18 年度の供給側アンケート調査を踏まえ、本年度は需要者側に対して調査を行うこととし、全国の政府調達窓口にするアンケート調査を行った。全国 1300 を超す政府調達窓口への調査票の送付自体が合法木材調達の PR の意義を持つものであるが、結果は今後の普及活動の重要性を示唆するものであった。また、合法木材の証明の具体的な流れを検討分析する追跡調査を実施した。

（4）合法性・持続可能性証明システム普及事業

ア、国内供給者への普及啓発

国内の供給側に対しては、業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体及び認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施し、4,100 名を超える事業者が研修に参加した。

イ、需要者調達側への普及啓発

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体などを対象とし

た合法木材 PR パンフレットを作成・配布したほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品事例紹介ページを作成、合法木材普及ポスターの作成を通して、合法木材製品の普及を図った。

ウ、国際セミナーの開催

産地国の供給サイドに対しては、違法伐採対策推進国際セミナー2007in 東京の「合法木材（Goho-wood）は地球を守る第一歩、国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood 認証システムのネットワークを作ろう」という呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作るため、信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutablity)の二つをキーワードとした「違法伐採対策推進国際セミナー2007Ⅱ in 横浜」を開催した。

4. 木質バイオマス利用の促進

木質バイオマスの利活用は、「バイオマス・ニッポン総合戦略」にも謳われた地球温暖化防止、循環型社会の形成に資する重要な課題である。全木連では平成 19 年度の林野庁補助事業で、木質バイオマス利活用推進対策事業を実施した。この事業は木質バイオマスの一層の利活用を図るため、全国各地で木質バイオマスの総合利用に関するモデル事業を実施し、林地残材などの未利用木質バイオマスを利活用するシステムを全国に普及することが目的である。モデル実証事業は公募により実施し、応募のあった 15 件の中から①パーティクルボード及び木質ペレット原料としての未利用木材の集荷システムの開発、②林地残材収集・運搬事業、③木質バイオマス・ガス化コージェネによる地域実証事業、④林地残材等の MDF 利用モデル実践事業の 4 事業を採択した。また、これらの成果を広く普及するため、東京、札幌、いわき、徳島の 4 地域で成果発表会を開催した。

II 木材産業の生産加工体制整備、構造改革の推進

1. 住宅建築環境変化への対応

(1) 木材・住宅建築対策本部の活動

ア、建築基準法等の改正施行 …………… 資料 6

構造計算偽装問題で明らかになった諸課題に対処するため、平成 18 年から平成 19 年にかけて建築基準法の一部改正、建築士法の一部改正、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律が制定された。建築基準法の一部改正は、建築確認検査の厳格化等を内容とするもので、平成 19 年 6 月 20 日に関係政省令も含めて施行されたが、このことにより、建築確認申請手続きで混乱が生じ、同年 7～9 月は着工戸数、確認件数は木造 2 階建て以下の建築物にあっても 2～3 割減と大幅に落ち込んだ。政府の確認申請手続きの円滑化対策等により、10 月以降は回復してきたが、それでも前年比ではマイナスの着工、確認件数が続いている。建築士法については、建築士の業務の適正化等を図ることをねらいとして平成 20 年 12 月に施行が予定され、また、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律は瑕疵担保責任履行の実効を確保するための資力確保措置の義務付けを行うもので、平成 21 年 10 月 1 日以降に引渡す新築住宅に適用されることになっている。

全木連では、改正建築基準法の施行等により、住宅建築や木材利用への影響が懸念されたことから、これに適切に対処するために平成 19 年 8 月に「木材・住宅建築対策本部」を設置し、木材産業への経営支援対策、住宅建築に当たっての品質性能の確かな木材供給対策等についての対策を検討・実施した。なお、木材を最も多く使う木造 2 階建て以下等の建築物については、今後、その特例措置の見直しが検討されており、このことについては十分な注視・対応が必要である。

イ、木材・住宅建築対策本部の対応状況

(ア) 経営支援対策について …………… 資料 7

- ① 住宅着工の大幅減少による木材産業の深刻な経営不振を踏まえ、林野庁に対して金融・信用保証等の支援措置要望を実施した(平成 19 年 10 月、11 月、平成 20 年 2 月)。
- ② その結果、農林漁業信用基金の木材産業緊急経営支援保証制度の創設が平成 19 年 11 月 20 日から実施され、平成 20 年 4 月以降も 9 月まで実施することとされた。中小企業対策については、平成 19 年 10 月から政府系金融機関のセーフティネット貸付等の措置が講じられ、セーフティネット保証制度についても平成 19 年 12 月に一般製材業ほか 8 業種、平成 20 年 1 月からは木材薬品処理業ほか 4 業種が対象業種に指定された。さらに、平成 20

年4月以降にあっても、6月まで木材関係全業種の指定延長措置が実施されることになっている。

(イ) 建築確認申請等の円滑化対策について

- ① 平成19年5月に、改正基準法の施行に伴い木造住宅事業者、木材業界の影響・混乱を回避するための措置について、国土交通省、林野庁に要請し、その後も機会を捉えて建築確認申請手続きの円滑化対策等についての意見交換、要請活動を実施した。
- ② 平成20年1月には中央林業・木材関係団体と連携して、4号建築物特例措置の慎重な取扱い、地域材利用木造住宅(200年住宅等)の促進要請を国土交通大臣に実施した。

(ウ) 委員会の開催による対策の検討

- ① 12月に国産材委員会、外材委員会を開催し、当面する経営支援対策、4号建築物特例見直しに係る課題分析と対応方向について検討を実施した。
- ② また、11月に3ブロック代表の会員10名程度で国土交通省、林野庁と諸課題について意見交換を実施した。

(エ) 会員等への情報提供と実態把握

- ① 上記の対策を検討実施するに当たって、都道府県木連を通じて実態調査と意見把握を実施した。
- ② 建築確認申請支援ツール、運用面の改善点、質疑応答に関する最新情報、経営支援対策の情報を提供した。
- ③ 全木連HPに「改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組み」コーナーを設けて諸情報を提供

(オ) JAS等製材品供給体制整備への取組み

- ① JAS製材品の供給体制の整備に向けて、リーフレットを作成し工場認定等を促進する取組みを実施した。また、設計者等にJAS製品普及のリーフレット作成・配布を実施した。
- ② わかりやすい新製材JASの解説本を作成し研修会を全国3ヶ所で開催した。また、地域材認証制度について分析検討を実施した。

(2) 住生活基本計画等への対応資料8

平成18年6月成立した「住生活基本法」については、法案策定過程から全木連として意見を提出するなどの対応をしてきたところである。木材関連では法律で「住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向

上」と明示され、また、同法に基づく「住生活基本計画」では「森林吸収源対策としての住宅への地域材利用の促進」や「木造住宅に関する伝統的な技術の継承・発展、地域材を活用した木造住宅の生産体制の整備等を推進する」とされている。木材業界にとって重要な法制度であり、法に基づく都道府県計画に木造住宅割合を上げていく目標を明確にしている計画もあり、これらの取組状況や「住生活安定向上施策連携マニュアル」（住生活安定向上施策推進会議平成19年6月）の地域材利用推進事例などについての分析・情報提供を実施した。

（3）地域住宅産業との連携強化

地域材の住宅分野への利用推進に資するよう、全国中小建築工事業団体連合会（全建連）、日本木造住宅産業協会に全木連のラベリング事業などの委員会に参加してもらうなど、住宅産業関係団体との連携強化に努めた。

（4）シックハウス、VOC対策 ……資料9

ア 建築基準法によるシックハウス対策規制以降、公共住宅等ではホルムアルデヒド以外のVOCについても引渡し前の室内濃度測定の要求等が行われる場合が増えてきている。このような動きに対応して、「建材からのVOC放散速度基準化研究会」は「平成19年8月に「建材からのVOC放散速度基準」を公表し、建材におけるトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの4物質の放散基準値を明らかにした。これを受けて建材関連団体は「建材からのVOC放散速度基準に関する表示制度」の創設運用を平成20年度からの実施に向けた検討を進めている。

イ この問題に関連して中央木材関係団体と連携して、平成19年度10月から専門家を構成員とする「木質建材からのVOC証明・表示研究会」に木質建材のVOC放散基準を満たす建材、適合性証明方法等について検討・研究を依頼した。この検討結果を踏まえて、平成20年度において建材団体の動向を見極めつつ適切な対応を検討することとしている。

2. 木材産業の体質強化の取組み

（1）木材産業の体制整備対策及び中小企業の経営支援対策について ……資料10

平成19年2月に策定された「木材産業の体制整備に向けた基本方針」（林野庁）を踏まえ、林野庁関係の各種補助事業、金融制度やリース・利子助成事業、税制等各種対策の有効活用を含め地域材の安定供給体制や木材加工・流通の合理化を推進した。

また、中小企業に対する支援対策についても、モノ作り、新創業、経営革新、新連携、技術革新・IT化、知的財産、企業の再生、雇用・人材、国際化、取引、経営安定、小規模企業向けなどの施策を木材産業の体質強化に資するよう事務局責任者会議やホームページなどでその活用促進に努めた。

(2) 木材安定供給圏域システムモデル事業の推進

木材関係者、業界団体、学識経験者等の委員からなる地域木材産業経営分析評価・運営委員会を設置し、新生産システムモデル推進対策事業に係る11のモデル事業のうち4モデル地域において、強い林業・木材産業づくり交付金事業に係る機械設備導入を予定している7事業体に対して経営診断を実施し、経営診断書を日本林業技士会に提出した。また、事業体が自ら経営診断を実施して作成した事業体について自主経営診断報告書に対して委員会の所見を作成し日本林業技士会に提出した。

また、新販路開拓事業の関係では、業界団体、学識経験者の委員からなる企画運営委員会を組織し、展示・商談会は、パワーユーザーや効果的な集客のために、「Japan Home and BuildingSHOW 2007（11月14日～11月16日の3日間、東京ビッグサイト）」において、国産材新生産システム販路開拓フェアを実施し、11のモデル地域の関係事業体のうち2事業体が国産材製材品・内装材・エクステリア用品などを展示・PRし、商談会を行った。

さらに、新生産システムに関連する商品の新販路開拓のため、新生産システムホームページの中に、各モデル地域及び参加事業体から直接情報発信ができるシステムを構築した。

(3) 木材の需給・品質・価格安定への対応

林野庁の「木材需給対策中央協議会」並びに同予測部会に委員として協力し、木材需給の安定化に努めるとともに、国土交通省の「建設資材需要連絡会」に協力し、公共事業での木材の安定供給に努めた。

また、平成19年10月以降国土交通省の「建築関係主要建設資材の状況」調査に協力し、建築基準法施行後の影響についての現状の厳しさを伝えた。

(4) 労働安全衛生対策（ゼロ災、労災保険料率改定対応）

木材・木製品製造業の労災保険料率は、所要の対応をした結果、平成18年4月以降、千分の18（千分の3引き下げ＝年間15.8億円の負担軽減）となったが、次回の労災保険料率の改定が平成21年4月に予定されていることから、引き続き、林材業ゼロ災推進中央協議会木材・木製品部会（全木連事務局）をはじめ林業・木材製造業労働災害防止協会など関係団体と連携して、林材業ゼロ災運動、林材業リスクアセスメント活動の推進を中心とした

労働災害防止活動・労災保険収支改善対策に取り組んだ。

なお、平成 19 年の木材・木製品製造業の死亡災害の発生は 8 名と過去最低となった。

(5) 林業退職金共済制度加入促進についての対応

林業退職金共済制度については、その重要性に鑑み、引き続き加入促進についての協力を都道府県木連を通じて要請した。

(6) 外国人研修への対応

国際研修協力機構の外国人研修・技能実習制度の導入問題について、平成 19 年度においては 8 月に全木連に研究会を設置して、研修・技能の科目、試験区分などのあり方について検討を実施した。今後、政府のこの制度改正等の動向を踏まえつつ、実行体制のあり方等について具体的な検討を行うものとする。

(7) 木材輸出への対応

近年、木材の海外への輸出に対する関心が高まっていることから、木材輸出振興協議会（事務局日本木材総合情報センター）と連携して、関連情報の入手に努めているところである。

(8) WTO 関税対策及び自由貿易協定（FTA）への対応 ……………資料 11
ア、WTO 関税対策

WTO のドーハ・ラウンドは平成 18 年 7 月に農業交渉などの膠着状態を打開できず中断していたが、平成 19 年 7 月以降交渉議長のテキストが発出され会議進展の動きが出てきている。我が国の林産物交渉にとって重要な関税分野については、平成 18 年 6 月に米国、カナダ、ニュージーランドなどが林産物の関税撤廃・調和についての提案がなされている他、ニュージーランドからは ISO の技術委員会を各国の建築基準策定の先導的機関とするなどの提案がなされており、全木連は林野庁と連携をとり重要な関心を持って見守っているところである。

イ、自由貿易協定

メキシコ、シンガポール、マレーシア、インドネシアを含む ASEAN 諸国など、9 の協定が合意ないし大筋合意しており、韓国、ベトナムなど 6 カ国（地域）と交渉中である。

全木連としては木材産業を取り巻く事情に配慮できることを念頭に、品目により柔軟な対応がとれるよう努めた。

(9) フォークリフト等の軽油引取税の免税措置への対応 ……………資料 12

軽油引取税（地方税）は、道路整備の費用に充てられるために設けられた目的税であるが、全木連が昭和 52 年当時、都道府県木連の全面的な協力・支援の下に、フォークリフトの台数把握、荷役機械の機種把握、軽油消費の実態調査等を実施した上で、政府・自民党に対し、強く要望し、昭和 53 年 6 月以降、免税措置が取られている。

この免税措置の継続のため、都道府県木連（協）を通じ一般製材業の免税軽油の使用状況を把握し、その結果を林野庁に提出報告した。報告実態調査の背景には、地方税収入の減少に伴う税制の見直しが背景にあるものと推測されたが、免税措置は継続されることとなった。

なお、この免税措置の対象は、「木材加工工場〔一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業（集成材製造業を含む）、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注葉業及び木材防腐処理業〕」、「木材市場」で使用される道路の使用に直接関連を有していないと認められる（ナンバープレートのない）フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ及びクレーン（事業場内において、もっぱら木材の積卸しのために使用する機械の動力源用）の軽油が免税措置を受けるものであり、凡そ年間 12 億円の経済効果をもたらすと推定される。

3. 平成 20 年度予算の確保等

平成 20 年度林産・住宅・中小企業関係予算の確保について、自民党林政調査会ははじめ林野庁、国土交通省、中小企業庁に対し要請した結果、次の通り新規・拡充予算、林業関係金融制度の拡充が実現できた。

〔林野庁木材産業課関係〕 ……………資料 13-1

1 国産材シェア拡大

- 住宅分野への地域材供給支援事業（拡充） ……………250 百万円
地域材を利用した厚物ラミナ等の開発支援、地域材の普及促進

2 製材・加工体制の整備

- (1) 木材産業の構造改革を推進する事業（拡充） ……………274 百万円
木くず焚ボイラーや乾燥施設に利子助成、リース助成の拡充

- (2) 地域材生産・物流拠点整備（新規）

森林・林業・木材産業づくり交付金 ……………9,692 百万円（の内数）
乾燥度合いや寸法制度等の品質管理の徹底による高品質製品の生産体制整備や、邸別配送に対応した物流拠点の整備支援

- (3) 地域材生産・物流効率化支援事業（新規） ……95 百万円
品質管理技術の向上、品質の向上と効率的な物流体制構築の構想作成を
支援

〔林野庁木材利用課関係〕 ……資料 13-2

- 1 海外市場の積極的拡大
○ 農林水産物・食品の輸出促進対策（拡充） ……2,052 百万円（内数）
2 木質バイオマスの総合的利用の推進
○ 木質資源利用ニュービジネス創出事業（新規） ……573 百万円
3 違法伐採対策の推進
○ 木材追跡システム実証事業（新規） ……32 百万円
4 日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業（拡充） ……165 百万円

〔林野庁経営課関係〕 ……資料 13-3

高性能林業機械の導入支援

- がんばれ！地域林業サポート事業（新規） ……100 百万円

〔林野庁企画課関係〕 ……資料 13-4

- 農林漁業金融公庫林業関係資金における利用間伐資金の追加、木材産業
等高度化推進資金制度における間伐材資金、経営高度化資金、木材加工
流通システム整備資金の創設等

〔国土交通省住宅局関係〕 ……資料 14

- 1 超長期住宅先導的モデル事業の創設（13,000 百万円）
① 提案に基づくモデル事業への助成
② 長期住宅に関する調査・評価、普及・広報を行う事業の実施
③ 長期事業実現のための技術基盤強化（技術マニュアルの作成・講習）
2 木造住宅の安全性・信頼性向上のための供給体制整備（600 百万円）
① 耐震改修促進のための施行方法の開発普及
② 建築確認・検査制度の見直しを円滑化するための技術支援ツール開発・
普及
3 住宅の耐震改修に係る助成の拡充(17,000 百万円)
① 地域要件、建物要件の見直しと補助率の拡充
② 死亡時一括返還型融資の積極活用

③ 急輸送道路沿道の住宅に係る助成の拡充

- 4 地域建材の活用等による木造住宅の市場の活性化（300 百万円）
2 以上の住宅関連事業者からなる事業体が行う木造住宅の供給体制整備
普及推進、担い手助成、企画開発などの事業へ補助
- 5 中小業者等による住宅・建築物に係る省エネ対策の強化（300 百万円）

〔中小企業関係〕資料 15

- 1 「農商工連携」の促進
地域資源を活用した新事業や新商品の開発等を支援
- 2 「がんばる小規模企業応援プラン」の推進
財務会計の IT 化支援、無担保・無保証人融資（マル経融資）の迅速化など
- 3 事業承継の円滑化
税制改定に併せ事業承継支援融資制度の拡充
- 4 資金調達の円滑化
マル経融資迅速化、売掛債権の早期現金化支援、予約保証制度の創設等
- 5 下請け適正取引等の推進
- 6 地域中小企業の再生支援強化

4. 平成 20 年度林産・住宅・中小企業関係税制改正

平成 20 年度の税制改正に対し、全木連としては、森林吸収源対策推進のための税制措置の実現、木質バイオマス発電装置の特別償却制度の延長、減価償却制度の見直しに際して償却期間の適正化などを要求して取り組んだ。

10 月 9 日自民党農林合同部会ヒアリングで他の林材関係団体とともに要請を行った。

その結果、平成 20 年度税制改正大綱において、以下のような事項が実現した。

〔林業・木材業関係〕資料 16

- 1 エネルギー需給構造改革推進施設（木質バイオマス熱電併給型（新規）、同利用加温装置（新規）、同発電装置（継続））を取得した場合の特別償却制度または税額控除制度の対象施設の見直し及び 2 年間延長（所得税・法人税）
- 2 生物資源利用製品（ペレット製造装置など）の製造設備を取得した場合の

特別償却制度の2年延長（所得税・法人税）

- 3 廃棄物再生処理用設備（廃木材破碎再生処理装置）を取得した場合の課税標準の軽減措置の2年延長（固定資産税）
- 4 機械及び装置の資産区分の大括り化等償却制度の見直し（製材機械の場合は8年、伐木機械の場合は5年に統一）（所得税・法人税）

〔住宅関係〕資料 17

- 1 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る特別控除の特例措置の延長（贈与税）
- 2 新築住宅に対する税額の減額措置の延長（固定資産税）
- 3 住宅の長寿命化促進税制の創設（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）
- 4 住宅に係る省エネ改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）
- 5 住宅に係る耐震改修促進税制の拡充（所得税）

〔中小企業関係〕資料 18

- 1 中小企業事業承継税制の抜本拡充（21年度中に施行が予定されている事業継続円滑化法（仮称）の施行に伴い非上場株式等に係る相続税の軽減措置大幅拡充）
- 2 中小企業の生産性向上・成長の底上げ（中小企業投資促進税制の延長、農工商連携を促進する税制措置の創設など）

Ⅲ J A S 制度への対応と J A S 製品の普及（別掲）

Ⅳ 環境、健康・安全対策の推進

1. 木くずの燃料利用に係る取扱いについて資料 19

木くずの取り扱いについては、平成19年3月の理事会、7月の事務局責任者会議で報告したとおり、木材の加工工程で副産物として発生する樹皮、オガ粉、端材などのいわゆる木くずを、木質バイオマスエネルギー、他の製品の製造原料などとしてリサイクル利用することは重要な課題であるが、廃掃法の廃棄物の定義の解釈にばらつきがあり、時として確実に再生できる木くずが廃棄物として認定され、ボイラーなどを廃棄物処理施設として許可を受けなければならないケースが生じていた。

全木連としては、平成 16 年 1 月 26 日水戸地裁での木くず判例（再生資源として扱われている実態があれば、有償売却されたものでなくても廃棄物には当たらない）などを踏まえ、環境省に対して廃棄物となる木くずの定義について、明確な通達を出すよう要請してきたところである。

平成 18 年 7 月 11 日及び 19 年 2 月 7 日、自由民主党の「森林木材産業」における廃掃法の解釈についての勉強会」や内閣府に設置された規制改革会議（生活・環境、流通タクスフォース）によるヒアリング（平成 19 年 3 月 14 日）に応じ「木材工業の木質バイオマスの活用について」①木材加工工程で発生する副産物は全て利用資源であると共に、カーボンニュートラルな木質バイオマスは石油エネルギーの代替、地球温暖化防止等にも貢献するものであるため、廃掃法の適用除外としていただきたい。②製材工場は、中小零細などところが多く、自社の排出量だけではエネルギー利用やマテリアルリサイクル利用が難しい面があるので、共同利用等についても廃棄物の扱いとならないようにしていただきたい等の旨の要請を行った。

これらの結果、7 月 10 日付け文書（19 全木連発第 117 号）を持って通知したとおり、環境省は 7 月 5 日付けで、一定の要件を満たす燃料として利用される木質焚ボイラーは、産業廃棄物の焼却施設には当たらないものとして取り扱われることとなった。

〔木くずの燃料利用に係る取扱いの概要〕

1. 製材工場等（集成材工場、合・単板工場、プレカット工場、フローリング工場）において工場又は事業場内の生産工程でボイラーが利用される場合、廃棄物焼却施設にはあたらない。
2. 当該ボイラーには、生産事業場において協同組合が設置及び複数の者が共同で設置するボイラーも含む。
3. 有害物質の含有の観点等生活環境保全の担保措置は必要

2. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分について

平成 19 年 5 月に、環境省から「事業活動に伴って排出される一般廃棄物である木くずに係る廃棄物の区分」に関するパブリックコメントの募集が行われ、これについて都道府県木（協）連に①木製パレット及びパレットに付随して一体的に排出される梱包用木材を産業廃棄物として区分する、②木製家具・器具類（リース業から排出されるもの）を産業廃棄物として区分する、方向で検討されていることを周知提供した。

この見直しは 20 年 4 月 1 日から施行される予定であるが、1 年程度の猶予期間が設けられることになっている。

3. シックハウス、VOC対策 → 9頁参照

4. 建築物総合環境評価システム（CASBEE）への対応……………資料 20

環境建築省エネルギー機構が事務局をしている建築物総合環境評価システム（CASBEE）が地方自治体レベルで普及し始め、平成 19 年 7 月個別住宅レベルにおける新たな基準である、「CASBEE-すまい（戸建）＜暫定版＞評価マニュアル」が公表され意見募集が行われた。これらの基準が住宅部材としての木材の調達に影響を与えることから、平成 18 年 12 月に引き続き平成 19 年 8 月に全木連は意見を提出したところ、合法木材の位置づけなどについて意見が反映された。

5. 緑の循環認証会議（SGEC）への対応

日本型森林認証の仕組みである緑の循環認証会議（SGEC）は、認証森林面積が平成 19 年末の時点で国内の 710 千 ha と前年比倍近くに拡大しており、分別表示認定事業者の数も増加している。この認証制度の推進は違法伐採対策上にとって重要でもあり、SGEC の運営に対しては、会長が理事を務めるほか、専門部会にも人的な貢献をし認証制度の普及や他の認証制度との連携などに努めた。

6. 環境税の動向と森林整備にかかる地方の独自課税の導入状況……………資料 21

環境税については、平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、地球温暖化対策を加速するため、税制のグリーン化を総合的に進める一環として、国民・事業者の行動を環境負荷の小さなものへと変え地球温暖化対策の安定的財源を確保するため、環境税の創設等、必要な税制上の措置を講ずることとされているが継続審議の状況にある。

また、森林整備にかかる地方の独自課税の導入状況について分析整理を実施し、この結果を平成 19 年 11 月に情報提供した。導入済みの都道府県数は 23 で、平成 20 年 4 月から 6 県、21 年 4 月から 1 県（議決済み）が導入予定となっている。

V 全木連活動の活性化等の取組み

1. 第 42 回全国木材産業振興大会……………資料 22

平成 19 年 10 月 18 日、全木連・全木協連共催、全木連四国支部大会担当、香川県木連・木協連開催地担当による第 42 回全国木材産業振興大会を開催し、

「築け『木づかい』新時代 木材の利用で進む美しい森林づくり」の旗印の下、第1部においては式典や木材産業が一致協力して進むべき方向を明確にした大会宣言決議、2部では泉英二愛媛大学農学部長による「21世紀をどう創るのかー木材を使う新しい意義ー」と題した特別記念講演が行われるなど、木材産業界挙げて、課題に対して、多用な連携の下に英知を結集して行動し、木づかい新時代を切り開いていくことを業界内外にアピールする意義ある大会となった。

2. 全木連の各種委員会の活動

(1) 総務委員会

平成19年8月9日、総務委員会を開催し、平成19年度全国木材産業振興大会開催方針等を決定するとともに、林野庁幹部と林業・木材産業の振興に係る意見交換会を行った。

(2) 国産材委員会

平成19年12月12日、国産材委員会を開催し改正建築基準法の施行等に伴う木材産業への影響、対応方向等について意見交換を行った。

(3) 外材委員会

平成19年12月17日、外材委員会を開催し、各地域の情勢報告（特に改正建築基準法施行後の影響について）、WTO及びFTAの現状、合法木材の供給等について意見交換を行った。

(4) PR委員会

平成20年1月21日、PR委員会を開催し木材利用推進PRの進め方、PRポスターの企画方針について意見交換した。

3. 全木連情報システムの構築への対応

全木連～都道府県木連の情報をリアルタイムに双方向で活用することにより効率的な業務運営を図ることを目的に、平成13年10月から独自ドメイン(zenmoku.jp)により、ホームページ及び電子メールの運用を行っているが、8月にホームページをリニューアルし、わかりやすいトップページ構成にするとともに、簡易な情報掲載が可能なシステムを構築し、迅速な情報提供に努めた。

4. 中・高等学校ものづくり競技会への協力

高校生ものづくりコンテスト関東大会(平成19年7月24日 日本工業大学)

に対し、小屋組み作成コンテスト用の資材を提供した。

また、全国中学生創造ものづくり教育フェア（平成 20 年 1 月 26、27 日 つくば国際会議場）において、全国中学校技術・家庭科研究会主催の「めざせ!!「木工の技」チャンピオン」に対し競技用資材を提供した。

5. 経営・技術開発等に関する普及活動

技術開発は、創造性と活力のある製造業へ革新し再展開していく上で重要であることから、木材産業の技術開発、新事業起こしなどの情報を整理して情報提供した。

特に、林野庁が 6 月に策定した「木材に関する技術開発目標」については、ホームページや 7 月の事務局担当者会議などで周知に努めた。

6. 第 45 回農林水産祭「実りのフェスティバル」への参加

平成 19 年 11 月 1 日～2 日、農林水産省と（財）日本農林漁業振興会主催の農林水産祭「実りのフェスティバル」の林産部門の世話役として全木連が協力して、JAS 製材・木質建材、木材利用の推進の PR 展示、日曜大工の開催を通じた木材 PR 等を行った。

7. 都道府県木連総会、全木連支部会議等への出席

- (1) 都道府県木連総会（業種別会員団体の総会を含む。）
- (2) 全木連支部会議
- (3) 木材産業等大会（日本木青連大会を含む。）
- (4) ブロックにおける行政との連絡会議（四国、九州）

8. 関係団体活動への参加等

- (1) 森林・林業・木材産業、住宅産業、環境関連団体事業活動への参加・協力、特に、日本林業協会の事業活動には、副会長選出団体として、積極的に取り組んでいる。
- (2) 中小企業経営革新推進団体協議会、全国中小企業団体中央会、全国中小企業団体総連合等の事業活動への参加。